

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）（第一条関係）	1
○ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（抄）（第二条関係）	8
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）（第三条関係）	11
○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）（第四条関係）	21
○ 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（抄）（第五条関係）	22
○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（抄）（第六条関係）	24
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第七条関係）	36
○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（抄）（第八条関係）	40

改 正 案	現 行
<p>（輸入してはならない貨物に係る認定手続）</p> <p>第六十二条の十六 税関長は、法第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。）に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。第四項第四号及び第七号並びに第六十二条の二十九第二項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、第五項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 法第六十九条の十二第四項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 輸入者が疑義貨物を購入し、又は譲り受けようとしたこと、仕出人が当該疑義貨物を発送したことその他の輸入者が当該疑義貨</p>	<p>（輸入してはならない貨物に係る認定手続）</p> <p>第六十二条の十六 税関長は、法第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第七号並びに第六十二条の二十九第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、第四項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がない場合は、この限りでない。</p> <p>（新 設）</p>

物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
二 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類

三 疑義貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類

四 輸入者が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る特許権者等から許諾を得ているか否かについて記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか、疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しない旨を証する書類その他当該疑義貨物が同項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類

3 税関長は、第一項の規定により提出された証拠、法第六十九条の十二第四項の規定により提出された書類その他認定手続において使用する証拠を同条第六項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者等又は輸入者に対し、当該証拠又は書類について意見を述べる機会を与えなければならない。

4 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による特許権者等に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一・二 (省略)

三 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第九号又は第九号の二に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容

四〇六 (省略)

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の十二第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項、第四項第二号及び第六項において「権利者」と総称する。）又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一・二 同上

三 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容

四〇六 同上

七 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立て（特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。第六十二条の二十七並びに第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。）を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。）が受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限

八・九 （省 略）

5 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 （省 略）

二 特許権者等の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がある場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限

四 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨

七 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立て（特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。第六十二条の二十七並びに第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。）を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。）が受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限

八・九 同 上

4 同 上

一 同 上

二 権利者の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がある場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限

四 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨

五 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当するか否かについて争う場合には、通知を受けた日から起算して十日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日をいう。）の日数は、算入しない。）を経過する日までに、その旨を記載した書面を税関長に提出しなければならぬ旨

六 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（法第三十六条第二項（保税地域）についての規定の準用等）、第四十条第一項（貨物の取扱い）（法第四十九条（指定保税地域）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）及び第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

七 (省 略)
6 | (省 略)
7 | 税関長は、第五項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出があつた場合には、その旨を特許権者等に通知しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続)
第六十二条の十七 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は

五 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについて争う場合には、通知を受けた日から起算して十日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）の日数は、算入しない。）を経過する日までに、その旨を記載した書面を税関長に提出しなければならない旨

六 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（法第三十六条第二項、第四十条第一項（法第四十九条において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

七 同上
5 | 同上
6 | 税関長は、第四項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出があつた場合には、その旨を権利者に通知しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続)
第六十二条の十七 同上

、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（第三号及び第四号において「権利」と総称する。）の内容（法第六十九条の十一第一項第九号又は第九号の二）（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

二 〇六 （省 略）

（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）

第六十二条の十八 法第六十九条の十三第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行おうとする者は、第六十二条の十六第四項第七号又は第五項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第四項又は第五項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

（見本の検査をすることの承認の申請手続等）

第六十二条の二十四 法第六十九条の十六第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、第六十二条の十六第四項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。

一 〇六 （省 略）

二 〇五 （省 略）

（届出を必要とする開庁時間外の事務等）

第八十七条 法第九十八条第一項（開庁時間外の事務の執行の求め）に規定する税関の事務のうち政令で定めるものは、次に掲げるもの

一 自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（第三号及び第四号において「権利」と総称する。）の内容（法第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

二 〇六 同 上

（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）

第六十二条の十八 法第六十九条の十三第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行おうとする者は、第六十二条の十六第三項第七号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

（見本の検査をすることの承認の申請手続等）

第六十二条の二十四 法第六十九条の十六第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、第六十二条の十六第三項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。

一 〇六 同 上

二 〇五 同 上

（届出を必要とする開庁時間外の事務等）

第八十七条 同 上

とする。

一 (省 略)

二 法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）に規定する承認に係る事務

三 法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務

三の二・四 (省 略)

五 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る事務

六・七 (省 略)

2 前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前における検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他の事情を勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに関税暫定措置法第十四条第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の旅客が同項の小売業者から購入した同項の物品であつて、同項の旅客ターミナル施設等において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 (省 略)

一 同上

二 法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）に規定する承認に係る事務

三 法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務

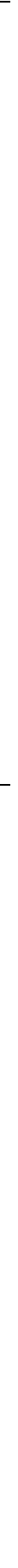
三の二・四 同上

五 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る事務

六・七 同上

2 前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前における検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他の事情を勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに関税暫定措置法第十四条第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 同上



改 正 案	現 行
<p>（再輸入免税貨物の輸入の手續）</p> <p>第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（無条件免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書）又はこれに代わる税関の証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき、又は当該貨物（同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。）が特定輸出者（関税法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸出されたものであつて、特例輸入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸入されるものであるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （省 略）</p> <p>（関税を免除することを適当としない物品の指定）</p> <p>第十六条の三 法第十四条第十八号（無条件免税）に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品（第一号に掲げる物品にあつては、免税対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されたと認められるものを除き、第二号から第十七号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。）とする。</p>	<p>（再輸入免税貨物の輸入の手續）</p> <p>第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（無条件免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書）又はこれに代わる税関の証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき、又は当該貨物（同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。）が特例輸出者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び同法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認の双方の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出者の特例申告貨物であるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 同 上</p> <p>（関税を免除することを適当としない物品の指定）</p> <p>第十六条の三 同 上</p>

一〇十 (省 略)

十一 法の別表第六一一五・一〇号の一又は第六一一五・二一号から第六一一五・二九号までに掲げる物品

十二〇十八 (省 略)

十九 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第十四条第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)の旅客が同項の小売業者から購入した同項の物品であつて、同項の旅客ターミナル施設等において輸入するもの

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 (省 略)

2 (省 略)

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けようとする貨物(第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。)が特例輸入者によつて輸入されるものであつて、特定輸出者によつて輸出されるものときは、適用しない。

(再輸出免税貨物の輸出の手續)

第三十九条 (省 略)

2 (省 略)

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物(第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。次項ただし書において同じ。)が特例輸入者によつて輸入されたものであつて、特定輸出者によつて輸出されるものであるときは、適用しない。

一〇十 同 上

十一 法の別表第六一一五・一〇号の一、第六一一五・二一号、第六一一五・二二号又は第六一一五・二九号に掲げる物品

十二〇十八 同 上

十九 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第十四条第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 同 上

2 同 上

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けようとする貨物(第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

(再輸出免税貨物の輸出の手續)

第三十九条 同 上

2 同 上

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物(第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。次項において同じ。)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

4 法第十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、第二項の規定による交付がされた日（前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあつては、輸出された同項の貨物（以下この項において「再輸出貨物」という。）の輸出の許可の日）から一月以内に、再輸出貨物の輸入を許可した税関長に提出するとともに、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き、その届出に際し、同項の規定により交付された輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提出しなければならぬ。ただし、税関長は、再輸出貨物（同条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る。）が特例輸入者によつて輸入されたものであつて、特定輸出者によつて輸出されたものであるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

一～三 （省 略）

（保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続）

第五十六条の二 （省 略）

2 特定輸出者、特定委託輸出者（関税法第六十七条の三第一項第二号（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出者をいう。）又は特定製造貨物輸出者（同法第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書に同項に規定する貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該貨物の輸出申告をする税関長に提出することができる。

4 法第十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、第二項の規定による交付がされた日（前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあつては、輸出された同項の貨物（以下この項において「再輸出貨物」という。）の輸出の許可の日）から一月以内に、再輸出貨物の輸入を許可した税関長に提出するとともに、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き、その届出に際し、同項の規定により交付された輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提出しなければならぬ。ただし、税関長は、再輸出貨物（同条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る。）が特例輸入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

一～三 同 上

（保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続）

第五十六条の二 同 上

2 特定輸出者（関税法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者をいう。）、特定委託輸出者（同項第二号に規定する特定委託輸出者をいう。）又は特定製造貨物輸出者（同法第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書に同項に規定する貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該貨物の輸出申告をする税関長に提出することができる。

改 正 案	現 行
<p>（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第六条 法の別表第一第二七〇・一二号の一の(二)のB及び(三)、第二七〇・一九号の一の(一)のB及び(二)並びに第二七〇・二〇号の一の(二)のB及び(三)に規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）とする。</p> <p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十二 （省 略）</p> <p>十三 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定</p> <p>十四 二十 （省 略）</p> <p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 法第七条の六第一項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経</p>	<p>（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第六条 法の別表第一第二七〇・一二号の一の(二)のBの(2)及び(三)、第二七〇・一九号の一の(一)のBの(2)及び(二)並びに第二七〇・二〇号の一の(二)のBの(2)及び(三)に規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）とする。</p> <p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 同 上</p> <p>一 一十二 同 上</p> <p>十三 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（第十条の四第三項及び第四項において「ペルー共和国協定」という。）</p> <p>十四 二十 同 上</p> <p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 同 上</p>

濟連携協定が当該締約国について効力を生ずる日（当該經濟連携協定のうち二以上の經濟連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。

一 (省 略)

(削 る)

二 (省 略)

三 (省 略)

四 (省 略)

五 (省 略)

4 法第七条の六第三項において読み替えて準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項に規定する豚肉等であつて次に掲げる經濟連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該經濟連携協定が当該締約国について効力を生ずる日（当該經濟連携協定のうち二以上の經濟連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。

一 (省 略)

(削 る)

二 (省 略)

三 (省 略)

四 (省 略)

五 (省 略)

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十

一 同 上

二 ペルー 共和国協定

三 同 上

四 同 上

五 同 上

六 同 上

4 同 上

一 同 上

二 ペルー 共和国協定

三 同 上

四 同 上

五 同 上

六 同 上

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十

(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。)がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。)に係る数量として、関税法第百二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下「貿易統計」という。)に計上される数量(法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。)を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和四年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から令和三年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。))が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十の規定による承認(第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。)を受けたものを除く。)の統計計上数量を令和四年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2
2
4 (省 略)

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。)がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。)に係る数量として、関税法第百二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下「貿易統計」という。)に計上される数量(法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。)を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和三年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から令和二年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。))が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十の規定による承認(第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。)を受けたものを除く。)の統計計上数量を令和三年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2
2
4 同 上

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、同表の四の項から十三の項まで、三十八の項、四十五の項及び五十二の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率表第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二二号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下同じ。）以上のものに限るものとする。

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 (省 略)

2 (省 略)

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十八の項、三十九の項、四十五の項、四十六の項、五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、令和四年四月一日以後においては、同表の四の項から十三の項まで、三十八の項、四十五の項及び五十二の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率表第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二二号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下同じ。）以上のものに限るものとする。

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 同 上

2 同 上

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十八の項、三十九の項、四十五の項、四十六の項、五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の四の項から二十三の項まで下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「

物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の五十二の項及び五十三の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「別表第一の五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「同表の三十八の項及び三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「欧州連合協定適用豚肉等」という。）」と、「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。」とあるのは「英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（英国協定の効力発生の日前の期間に係るものに

とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の三十八の項及び三十九の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の五十二の項及び五十三の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「別表第一の五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「同表の三十八の項及び三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「欧州連合協定適用豚肉等」という。）」と、「同表の

限る。以下この項において同じ。)を除く。)及び英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「英国協定適用豚肉等に」と、「同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量」とあるのは「英国協定適用豚肉等の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した欧州連合協定適用豚肉等の同条第四項ただし書に規定する各年の数量(英国を原産地とするもの)に係る当該各年の輸入数量を除く。)及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量と英国を原産地とするもの)に係る当該各年の輸入数量との合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項の下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環

一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)とあるのは「英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量(英国協定の効力発生の日前の期間に係るもの)に限る。以下この項において同じ。)及び英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量と欧州連合を原産地とするもの)に係る当該各年の輸入数量(欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るもの)とし、英国を原産地とするもの)に係る当該各年の輸入数量を除く。以下この項において同じ。)及び英国を原産地とするもの)に係る当該各年の輸入数量との合計数量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「英国協定適用豚肉等に」と、「同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量」とあるのは「英国協定適用豚肉等の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した欧州連合協定適用豚肉等の同条第四項ただし書に規定する各年の数量(英国を原産地とするもの)に係る当該各年の輸入数量を除く。)及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量と欧州連合を原産地とするもの)に係る当該各年の輸入数量及び英国を原産地とするもの)に係る当該各年の輸入数量との合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするもの)に係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ず

太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 十三 (省 略)

十四 法の別表第一第二七〇・一二号の一の(二)のB、第二七〇

・一九号の一の(一)のB及び第二七〇・二〇号の一の(二)のBに掲げる灯油

十五 (省 略)

2 (省 略)

(関税の免除の手続等)

第四十一条 (省 略)

2 前項の特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、承認小売業者から沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する旅客ターミナル施設等若しくは特定販売施設において、又は同条に規定する情報通信の技術を利用する方法により購入したこと(当該特定販売施設において、又は当該方法により購入した場合)にあつては、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受けたことを含む。)を証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

3 (省 略)

(販売を証する書類の交付)

る日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 同上

一 十三 同上

十四 法の別表第一第二七〇・一二号の一の(二)のBの(2)、第二七

一〇・一九号の一の(一)のBの(2)及び第二七〇・二〇号の一の(二)のBの(2)に掲げる灯油

十五 同上

2 同上

(関税の免除の手続等)

第四十一条 同上

2 前項の特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、承認小売業者から法第十四条第一項の旅客ターミナル施設等又は特定販売施設において購入したこと(当該特定販売施設において購入した場合)にあつては、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受けたことを含む。)を証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

3 同上

(販売を証する書類の交付)

第四十二条 承認小売業者は、特定販売場において特定旅客に対し販売し、又は引き渡した物品について当該特定旅客から販売を証する書類を求められた場合には、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該承認小売業者の氏名又は名称及び住所

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において販売した場合 その販売を行った特定販売場の名称

ロ 沖縄振興特別措置法第二十六条に規定する特定販売施設において販売し、その販売した物品を同条に規定する旅客ターミナル施設等において引き渡しした場合 その販売を行った特定販売場の名称及びその引渡しを行った特定販売場の名称

ハ 沖縄振興特別措置法第二十六条に規定する情報通信の技術を利用する方法により販売し、その販売した物品を同条に規定する旅客ターミナル施設等において引き渡した場合 当該方法により販売した旨及びその引渡しを行った特定販売場の名称

三 (省 略)
四 (省 略)

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
一	(省 略)	(省 略)
十	(省 略)	(省 略)

第四十二条 承認小売業者は、特定販売場において特定旅客に対し販売した物品について当該特定旅客から販売を証する書類を求められた場合には、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該承認小売業者の氏名又は名称及び住所並びに特定販売場の名称（法第十四条第一項の特定販売施設において販売した場合にあつては、販売した物品の当該特定旅客への引渡しを行った特定販売場の名称を含む。）

（新 設）

二 同 上
三 同 上

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
一	同 上	同 上
十	同 上	同 上

五十	四十九 ～ 四十四		四十三	四十二 ～ 三十七		三十六	三十五 ～ 二十二		二十一 ～ 二十		十二
アメリカ合衆国	(省略)		欧州連合協定	(省略)		環太平洋包括的及び先進的協定	(省略)		環太平洋包括的及び先進的協定	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定
課税価格が基準価格未満の豚肉	(省略)		課税価格が基準価格未満の豚肉	(省略)		課税価格が基準価格未満の豚肉	(省略)		豚肉調製品であつて、ペルーを原産地とするもの	(省略)	豚肉であつて、ペルーを原産地とするもの

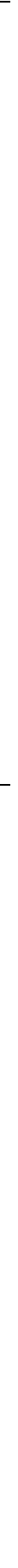
五十	四十九 ～ 四十四		四十三	四十二 ～ 三十七		三十六	三十五 ～ 二十二		二十一 ～ 二十		十一
同上	同上		同上	同上		同上	同上		同上		同上
課税価格が基準価格未満の豚肉のうち	同上	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち 令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち 令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの	同上	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち 令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの	同上	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち 令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの	豚肉調製品であつて、ペルーを原産地とするもの（ペルー発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）	同上	豚肉であつて、ペルーを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がペルーについて効力を生ずる日（二十一の項において「ペルー発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ペルーを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がペルーについて効力を生ずる日（二十一の項において「ペルー発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）

五十七	五十六 ～ 五十一	
英国協定	(省略)	協定
課税価格が基準価格未満の豚肉	(省略)	

五十七	五十六 ～ 五十一	
同上	同上	
令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち	令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの

改 正 案			現 行		
別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）					
四五	四四 ～ 一	貨物	四五	四四 ～ 一	貨物
関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の十二第一項に規定する認定手続が執られた貨物（同法第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同法第六十九条の十二第六項の規定により同法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第六十九条の十五第十項又は第六十九条の二十第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）		全地域	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の十二第一項に規定する認定手続が執られた貨物（同法第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同法第六十九条の十二第五項の規定により同法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第六十九条の十五第十項又は第六十九条の二十第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）		同上
		(省略)			同上
		地域			地域

改 正 案	現 行
<p>（国際物流拠点産業集積地域に係る手数料の軽減等） 第十三条の五 税関長は、沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下この条において「沖振法」という。）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により総合保税地域の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき令和七年三月分以前の当該許可に係る手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第四条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>2 税関長は、沖振法第四十五条第三項の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき令和七年三月分以前の当該許可に係る手数料については、沖振法第四十六条の規定により第二項の規定により計算される額（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>3 税関長は、沖振法第四十五条第三項の規定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき令和七年三月分以前の当該許可に係る手数料については、沖振法第四十六条の規定により第三条第一項の規定により計算される額（同条第二項において準用する第二条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>4 （省 略）</p>	<p>（国際物流拠点産業集積地域に係る手数料の軽減等） 第十三条の五 税関長は、沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下この条において「沖振法」という。）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により総合保税地域の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第四条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>2 税関長は、沖振法第四十五条第三項の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条の規定により第二項の規定により計算される額（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>3 税関長は、沖振法第四十五条第三項の規定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条の規定により第三条第一項の規定により計算される額（同条第二項において準用する第二条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>4 同上</p>



<p>一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇</p>	<p>の物品の調製食品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもに限り。）、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもに限り。）並びに調製食品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のもに限り。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもに限り。）</p>	<p>〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一 〇四〇二・</p>	<p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p>	<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>該物品の全重量に乗じて得た数量とする。）</p>	<p>七四、九七 三トン</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

二九	のうち学校等給食用のもの以外のもの	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	〇四〇二・ 九一	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	無機質を濃縮したホエイ	〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで	七、二六四 トン	一、五〇〇 トン	〇四、〇〇 トン	四五、〇〇 トン
----	-------------------	---	----------------------------	-------------	---	-------------	-------------	---	----------------------------	----------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで	同上	同上	同上	同上
--	----	----	----	----	----	----	----	----	----------------------------	----------------------------	----	----	----	----

○七二三・ 三五 ○七二三・ 三四 ○七二三・ 三三 ○七二三・ 三二 ○七二三・ 一〇 ○七二三・ 九〇	の ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の うち乳幼児用の調製粉乳 又は調製液状乳の製造に 使用するもの ミルクから得たバターそ 他の油脂	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	二五、〇〇 〇トン
○四〇五・ 一〇 ○四〇五・ 九〇	チーズ及びカードのうち プロセスチーズの原料と して使用するもの	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	五五、五〇 〇トン
○七二三・ 一〇 ○七二三・ 三二 ○七二三・ 三三 ○七二三・ 三四 ○七二三・ 三五 ○七二三・ 九〇	乾燥した豆（さやを除い たものに限るものとし、 皮を除いてあるかないか 又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、 ひよこ豆、緑豆及びひら 豆以外のもの	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	一〇〇、〇 〇〇トン

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	同上	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	五七、三〇 〇トン

一一〇七・										三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇
麦芽（煎つてあるかない	とうもろこしのうちその 他のもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	
令和四年四 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	
五〇九、一	一四七、七 〇〇トン	七八、七〇 〇トン	七八、七〇 〇トン	三五四、二 〇〇トン	三五四、二 〇〇トン	四、二二三 、三〇〇ト ン	四、二二三 、三〇〇ト ン	四、二二三 、三〇〇ト ン	四、二二三 、三〇〇ト ン	

同上										同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
令和三年一 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	
二二五、五	九二、〇〇 〇トン	一四五、三 〇〇トン	一四五、三 〇〇トン	三四七、九 〇〇トン	三四七、九 〇〇トン	四、一五六 、七〇〇ト ン	四、一五六 、七〇〇ト ン	四、一五六 、七〇〇ト ン	四、一五六 、七〇〇ト ン	

一〇 一一〇七・ 二〇	かを問わない。）	月一日から 令和五年三 月三十一日 まで	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日 まで	一五七、〇 〇〇トン
一二〇二・ 三〇 一二〇二・ 四一 一二〇二・	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてある	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日 まで	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの

同上	同上	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日 まで	〇〇トン
同上	同上	同上	同上

四二	かないかを問わない。)	一八〇六・ 二〇	九 一二二二・ こんにやく芋(アモルフ オファルス)(切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。)	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	一トンは、 殻を除いた もの〇・七 五トンに換 算するもの とする。)
同上	同上	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で	同上	六、四〇〇 トン	二六七トン (荒粉換算 数量とし、 生芋一トンは、 荒粉〇 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トんに それぞれ換 算するもの とする。)
同上	同上	同上	同上	同上	同上

四一〇一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生	令和四年四月一日から	二一四、〇〇〇平方メートル	同上	同上	令和三年四月一日から	同上
二〇	は馬類の動物の原皮（生	令和五年三月三十一日まで				令和四年三月三十一日まで	
四一〇一・	鮮のもの及び塩蔵、乾燥						
五〇	、石灰漬け、酸漬けその						
四一〇一・	他の保存に適する処理を						
九〇	したもので、なめし、パ						
四一〇四・	ーチメント仕上げ又はこ						
一一	れら以上の加工をしてな						
四一〇四・	いものに限るものとし、						
一九	脱毛してあるかないか又						
四一〇四・	はスプリットしてあるか						
四一	ないかを問わない。）の						
四一〇四・	うち、クロムなめしのも						
四九	の（なめし過程（前なめ						
四一〇七・	しを含む。）中のもの						
一一	うちなめしを終えてない						
四一〇七・	もの）及びなめし過程に						
一二	ないもの以外のもの、牛						
四一〇七・	又は馬類の動物のなめし						
一九	た皮（なめしたものと及び						
四一〇七・	クラストにしたもので、						
九一	これらを超える加工をし						
四一〇七・	ておらず、毛が付いてい						
九二	ないものに限るものとし						
四一〇七・	、スプリットしてあるか						
九九							

<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二</p>	<p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしてお</p>	<p>し又は模様付けしたもので</p>	<p>動物の革のうち、染色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色した皮のうち、染色したもの及び牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色した皮のうち、染色したもの</p>	<p>ないかを問わない。以下の項において同じ。）のうち、染色したものの（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のもの</p>
<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>一、四六六 、〇〇〇平 方メートル</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
<p>令和四年三月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで</p>	<p>令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>	

六四〇三・ 二〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製）	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで	七九八トン （生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸〇・四トンに換算するものとする。）
六四〇三・ 二〇	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものと、野蚕のものを除く。）	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで	七九八トン （生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸〇・四トンに換算するものとする。）
六四〇三・ 二〇	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものと、野蚕のものを除く。）	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで	七九八トン （生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸〇・四トンに換算するものとする。）

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
令和四年三月一日から 令和三年四月一日まで	同上	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで	同上

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～三 （省 略）</p> <p>四 関税等の確定、納付又は徴収に関する業務で前三号又は次号に掲げる業務以外のもの</p> <p>五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第八条第三項（輸出品品販売場における輸出品物の譲渡に係る免税）に規定する消費税の徴収（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十七条の六第三項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）に規定する酒税の徴収に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの</p> <p>六 （省 略）</p> <p>七 （省 略）</p> <p>八 （省 略）</p> <p>九 （省 略）</p> <p>十 （省 略）</p> <p>2 7 （省 略）</p> <p>別表（第一条、第三条、第四条関係）</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一～三 同 上</p> <p>四 関税等の確定、納付又は徴収に関する業務で前三号に掲げる業務以外のもの</p> <p>（新 設）</p> <p>五 同 上</p> <p>六 同 上</p> <p>七 同 上</p> <p>八 同 上</p> <p>九 同 上</p> <p>2 7 同 上</p> <p>別表（第一条、第三条、第四条関係）</p>

番号	手続
一	(省略)
二	同上
三	同上
四	関税法第十五条第一項（入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出並びに船舶国籍証書若しくはこれに代わる書類の提示、同条第四項の規定による報告、同条第五項の規定による船用品目録の提出、同条第七項から第九項までの規定による報告、同条第十項の規定による書面の提出、同条第十一項の規定による入港届の提出又は同条第十三項の規定による報告
五	(省略)
六	(省略)
七	関税法第六十九条の十二第四項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による書類の提出

番号	手続
一	同上
二	同上
三	同上
四	関税法第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告（積荷に関する事項のうち郵便物に係るものに限る。）
五	同上
六	(新設)
七	(新設)
八	同上
九	同上
十	同上

四三の	(省略)
八 四四	(省略)
五七の	(省略)
一三	
五七の	関税法施行令第六十二条の十六第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述、同条第三項の規定による意見の陳述又は同条第五項第五号の規定による書面の提出
一四	
五七の	
一五	
七九	(省略)
二	消費税法第八条第三項(輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税)の規定による承認の申請
八〇	(省略)
八九の	
三	
八九の	租税特別措置法第八十六条の二第三項(海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税)において準用する消費税法第八条第三項の規定による承認の申請
四	
八九の	
五	(省略)

四三の	同上
七 四四	同上
五七の	同上
一三	
五七の	関税法施行令第六十二条の十六第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述、同条第二項の規定による意見の陳述又は同条第四項第五号の規定による書面の提出
一四	
五七の	
一五	
七九	同上
二	消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第八条第三項(輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税)の規定による承認の申請
八〇	同上
八九の	
三	
八九の	租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の二第三項(海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税)において準用する消費税法第八条第三項の規定による承認の申請
四	
八九の	
五	同上

一一六

一一六

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（割当ての方法及び基準） 第二条 （省 略） 2～7 （省 略） 8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。</p> <p>9～11 （省 略）</p>	<p>（割当ての方法及び基準） 第二条 同 上 2～7 同 上 8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第一の八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（七）に掲げる物品について、農林水産大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>9～11 同 上</p>